

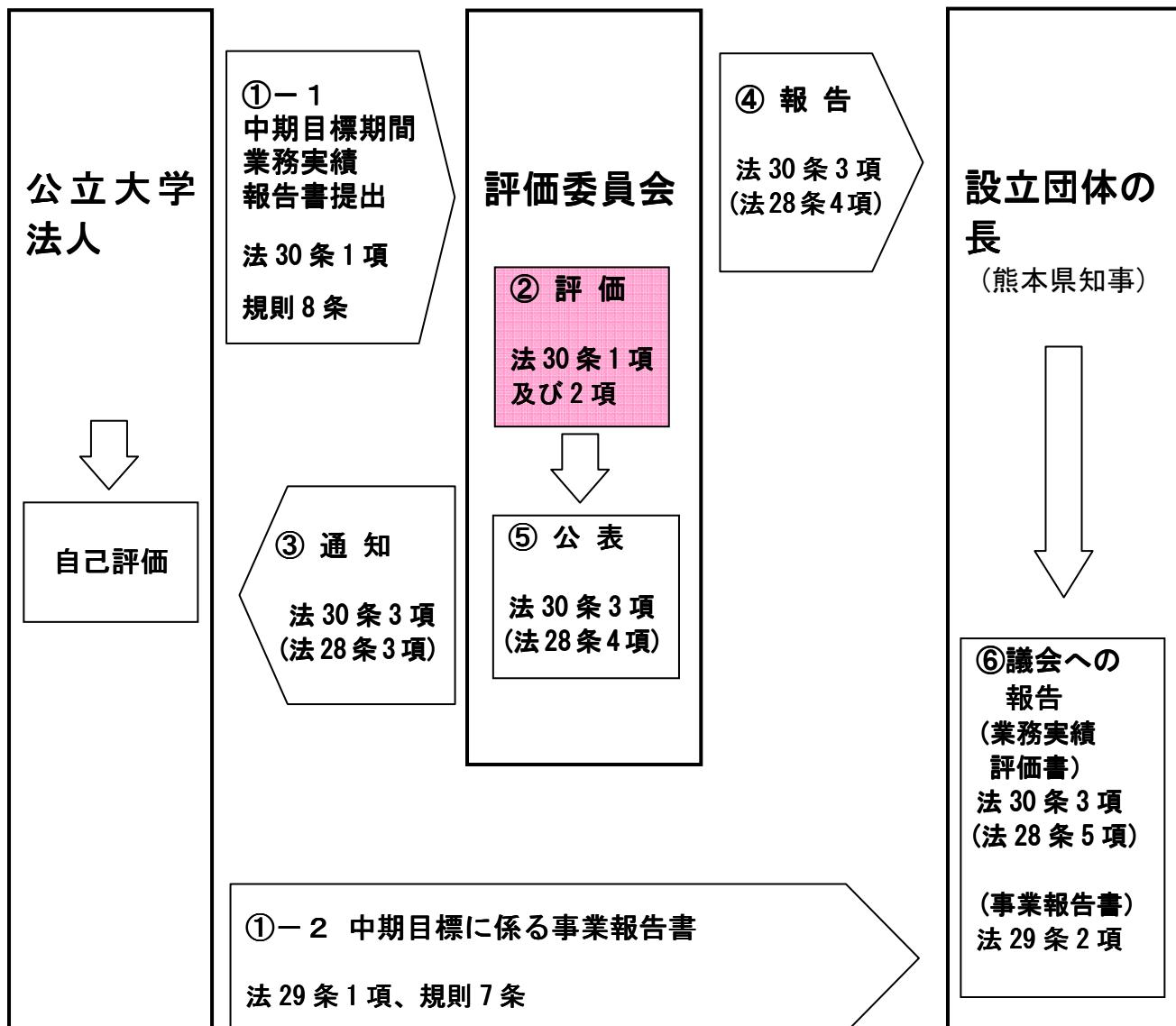
中期目標期間に係る業務実績評価（期間評価）の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、中期目標期間に係る業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならない。今回、6月に提出があった業務実績報告書に基づき第1期中期目標期間の業務実績評価を行うもの。

評価委員会は、法人が行う業務の公共性及び業務運営の透明性の確保を図るために、中期目標期間に係る業務の実績について評価を行い、その結果を通知、報告、公表することとされている。

2 手続に係るイメージ図



【参考】

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書)

- 第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

- 第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

- 第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

参 考

第1期中期目標期間公立大学法人熊本県立大学 業務実績報告書の概要 (見直し版)

評価委員会事務局において、業務実績報告書の中から、顕著な取組や達成が不十分であった取組等、5つの評価の視点で概要をとりまとめたものに、評価委員の意見を反映したもの。

※複数の視点に合致する場合は、便宜上、若番を優先に整理。

評価の視点	番 号(※) と 評 価 事 項 【計28項目】
①顕著な取組・成果 【顕著】 8項目	<p>2 生活保護世帯の進学希望者を対象とする「くまもと夢実現」推薦入試の導入</p> <p>6 20 キャリアデザイン教育システムの構築と実施</p> <p>30 34 文学研究科に博士後期課程を設置 学士・博士前期・博士後期課程の総3階建が完成</p> <p>64 74 156 科学研究費補助金の全教員申請を目指した取組</p> <p>93 95 授業公開講座の実施、CPDセンターの整備等による生涯学習ニーズへの対応</p> <p>114 熊本県立大学奨学金による学生に対する経済的支援の強化</p> <p>147 法人独自の事務職員採用による事務組織機能の充実</p> <p>154 熊本県立大学未来基金の創設</p>
②独自の取組 〈独自〉 4項目	<p>7 17 98 「もやいすと」育成プログラムによる人材育成 (追加)</p> <p>21 40 総合管理学部における4コースの設置</p> <p>59 60 61 62 63 82 地域貢献研究事業による地域課題に対応した研究の推進</p> <p>79 80 81 99 140 受託研究、講師派遣、包括協定制度、CPD講座等による地域貢献</p> <p>84 連携教育研究推進制度等による共同研究の推進</p>
③着実な取組・成果 「着実」 12項目	<p>1 3 入学者受け入れの取組強化による志願者増</p> <p>4 30 大学院博士後期課程における秋季入学制度の導入 (移動←④)</p> <p>5 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)の明確化</p> <p>24 管理栄養士国家試験合格率90%以上を目指した取組 (移動←①)</p> <p>37 体系的なFDの実施・充実</p> <p>38 授業評価アンケートを活用した授業改善に向けた取組</p> <p>43 専任教員による授業対応の取組 (追加)</p> <p>57 76 162 171 施設・設備等の計画的な整備</p> <p>65 100 101 102 海外交流校の増加及び祥明大學校とのフォーラム開催等による国際化の推進</p> <p>70 169 ホームページによる研究者情報の発信</p> <p>122 キャリアセンターの機能強化による就職支援の充実</p> <p>146 教員に対する任期制導入の検討</p> <p>157 「エコ・アクションプラン」に沿った環境への負荷軽減の取組</p> <p>167 認証評価の受審結果の第2期中期計画への反映</p>
④報道等から注目された取組 〔注目〕 1項目	<p>78 80 食育の取組と平成23年度内閣府食育推進ボランティア表彰受賞 (移動←①)</p>
⑤達成が不十分な取組 《課題》 3項目	<p>8 TOEIC®スコアの向上に向けた取組</p> <p>28 新たな単位互換制度の検討 (追加)</p> <p>155 外部資金獲得増に向けた取組 (移動←①)</p>

※番号は、業務実績報告書の年度計画の番号と一致します。

第1期中期目標期間業務実績評価に対する評価委員の追加意見

1 特筆すべき点や改善すべき点、法人の自己評価に対する意見

事業番号	意 見 欄
28 (単位互換制度の拡充)	年度評価は「課題」であるが、期間を通じて成果が出ていないので、期間評価も「課題」とするべきでないか。
43 (専任教員による授業対応)	非常勤講師が担当する科目が、平成19年度の355科目（225人）から平成23年度に302科目（163人）と人数で27%減少させているので「顕著」または「着実」としてはどうか。
144 (教員評価、給与・待遇への反映)	中期計画の文言だけから考えると評価Aの内容に見えなくもないが、年度計画の積み重ねで中期計画を達成するという観点から、年度計画の評価（C C B A B B）を重視して、B評価とするのが妥当ではないか。